カスタマーハラスメントに対する基本方針

1. はじめに

明光バスは、安全・安心な運行を提供し、法令順守はもとより、お客様に質の高い サービスを目指して日々の業務に取り組んでおります。

今後も、より安全で質の高いサービスを提供するために、お客さまからのご意見・要望に対して真摯に対応してまいります。しかしながら、カスタマーハラスメントに該当する行為に対しては、毅然とした対応を行い、社員一人ひとりを守ることも不可欠と考え、このたび「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定しました。

2. カスタマーハラスメントの定義

お客さまからのクレーム・言動のうち、要求内容の妥当性が認められないもの、又はその妥当性に照らして当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであり、当該手段・態様により、社員の就業環境が害されるおそれのあるもの。

【該当する事例】

以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

・身体的な攻撃

・精神的な攻撃

• 暴 言

• 脅 迫

・セクハラ

揚げ足取り、言いがかり

・拘束的な行動

・繰り返し

・話し相手

・謝罪の要求

・上長の対応を要求

人事への口出し

• 無断撮影

• 投 稿

- ・正当な理由のない過度な要求
- 権威型(優位な立場を利用した暴言等)
- ・非協力 (説明を聞いてくれない等)

3. カスタマーハラスメントの対応姿勢

お客さまからこれらカスタマーハラスメントに該当する行為を受けた場合、上長または担当部部署に報告するとともに、社員一人ひとりを守るため、お客さまからの要求には対応いしかねます。さらに、悪質と判断される行為を認めた場合は、警察・弁護士等のしかるべき機関に相談のうえ、適切な対処をさせていただく場合もございます。

(以 上)